

## 第2回太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議 会議録

日時：令和2年9月17日（木）10:30～12:00

場所：山梨県立図書館2階 多目的ホール

- ◆議 事：(1)国の最新の動向  
(2)導入時の事業者指導の在り方について  
(3)維持管理に関する事業者指導の在り方について

◆出席者：【検討会議委員】 ※50音順、敬称略

(学識者)

五味 高志	東京農工大学 教授
鈴木 猛康	山梨大学大学院 教授
馬籠 純	山梨大学大学院 准教授

(民間)

知見寺 好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
--------	-------------------

(行政)

高木 晴雄	山梨県市長会 副会長（山梨市長）
望月 幹也	山梨県町村会 副会長（身延町長）

(座長)

保坂 陽一	山梨県森林環境部 次長
-------	-------------

【事務局】

環境・エネルギー課

- ◆会議次第：1 挨拶（山梨県森林環境部次長）  
2 議事 (1) 国の最新の動向  
(2) 導入時の事業者指導の在り方について  
(3) 維持管理に関する事業者指導の在り方について  
3 その他

◆内 容

### 1 挨拶（山梨県森林環境部次長）

- ・第1回に引き続き、第2回目の検討会議にお忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。
- ・既に新聞報道等でご承知かと思われるが、昨日、知事が甲斐市菖蒲沢の太陽光発電施設の現地視察を行った。山梨県が造った太陽光発電施設の他、五つの事業者がそれぞれ稼働中又は建設中である。概ね全体を合わせると、90 ha、56MW程の施設である。こちらの事業所については、地元の甲斐市と防災協定を結んで、災害対策等にも前向きに取り組んでいる。

- ・昨日の知事のコメントにあるとおり、住民の方からの不安な声もあり防災対策はしっかり取り組んでいく必要がある。
- ・この検討会議で今後活発な議論が期待されるという声もあり、この検討会議は非常に注目度、或いは期待度も大きい。ぜひ本日も活発なご議論をお願いしたい。

## 2 議事

(座長)

前回は、国の太陽光発電をめぐる動向、現行ガイドラインでの指導の成果と課題について事務局からご説明させていただいた。また、事例として、意図的に面積を調整して関係法令の適用を免れようとする事例や、住民の方が災害の発生、森林伐採による環境破壊を懸念して反対が生じている事例があることもご紹介させていただいた。

これらを踏まえ、委員の皆様からは、設置ができる場所、できないところを明確にすべきではないか、樹木の伐採を伴う山林への設置はできる限り避けたほうがいいのではないかと、その他多くの貴重なご意見いただいたところである。前回の議論を踏まえ、今回はもう少し議論を絞った形で進めていきたい。特に災害リスクの高いエリアの考え方や、既に設置されている施設の維持管理について、一步踏み込んだご意見をいただければと思っている。

### (1) 国の最新の動向

<資料1により事務局から説明>

(座長)

認定失効制度についてご説明させていただいた。何か質問があればいただきたい。

(委員)

運転開始期限を超過している案件は、法の施行日から系統連携着工申し込みを行っていないものは1年、行っているものは3年で失効ということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

メガソーラーのFITによる買い取り制度を廃止するという話も聞いたが事実か。来年度以降、競争制になると伺ったが、それは正しい情報か。

(事務局)

太陽光については、規模の大きいものとそうではないものの取り扱いを明確に分けていこうという基本的な考え方が国にある。規模が大きいものについては、競争力を高めてFIT制度から卒業させていく。規模の小さいものについては、地域で活用できる仕組みに変えていくという大きな考え方がある。そうした中で、規模が大きいメガソーラー等については、基本的には売電価格を入札にかけて単価を下げ、他の電力と競争できるようにするという点や、FIT制度といい、現在のFIT制度では売電価格を一定ラインで決めているが、売電価格が変動する波に合わせて一定の割合で上乗せをしていく制度に変えていくという大きな動きがある。

(委員)

売電価格に関しては競争力が働くので、業者としては対策にかかる費用を削減し、利益をだそうとする可能性がある。

(事務局)

一般的な話にならざるをえないが、収入が少なくなるから、今までと同様な設備投資をしていたのでは、当然回収ができないという点はあると思うが、一方で設備にかかるコストも下がっているという話もある。売電単価が下がっているイコール経費を減らさなければならないということが必ずしも一致はしないのかもしれないが、委員のおっしゃる通りだと思う。今後、現在県内で問題になっているような、大規模で山林を切り開いて造成を伴うような経費の掛かる施設を事業者が実施するという判断には至らないのではないかと感じている。

(座長)

今後認定を受けようとする事業者についてはそのような懸念があるが、既に認定を受けている未稼働の事業者は、固定価格制度がそのまま20年間適用になるので、心配はあまりないのではという理解でよろしいか。

(委員)

駆け込みでやろうとする事業者が増えると考えられるが、どのように対応するのか。

(事務局)

失効制度の仕組みが徐々に明らかになり、3年の開始期限はあるが、既に認定を受けて未稼働であるものについては、2022年4月を起算点として1年間に何らかの動きがないと失効となるため、2022年まであと2年ほど、その間に委員のおっしゃる駆け込みがあるのではないかと非常に懸念をしている。

(座長)

次に導入時の事業者指導のあり方について、地域指定や規模の考え方、前回より踏み込んだ議論をお願いしたい。

## (2) 導入時の事業者指導の在り方について

<資料2により事務局から説明>

(座長)

各エリアの説明や山梨県における実態、規模に関する事例を紹介させていただいた。意見等あればお願いしたい。

(委員)

このマップ資料は、山梨県内の出力50kW以上の件数269件をマップしているという認識でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

この位置に関しては、資源エネルギー庁のデータからということだが、正確な位置ではない可能性があるということか。

(事務局)

認定情報の公表は地番だけになるため、事業の範囲などは把握できない。ある程度推測してマップに落としている。

(委員)

砂防指定地について、マップに記載されているのは近隣ということか。砂防指定地内の土地は変容等ができないはずだが、それができてしまうような抜け道はあるのか。急傾斜地も同様。

(事務局)

原則的には許可行為が必要になる。必ず砂防所管の部署と協議・許可などを終えてやっていると思われる。そのようなことをせずに設置した事例は過去にはあるが、今把握しているものはない。

(委員)

砂防指定地としては木の伐採自体ができないはずであるため、この工事は成り立たないと思うが、マップの中に何件か入っているので非常に驚いた。

(事務局)

位置を地図情報に落とす際に広範囲になってしまう。具体的な件数は申し上げられないが、例えば、事業地の一部や端がかかる場合などは、残置森林に残してあるというケースもあろうかと思う。

(委員)

資料の3・4ページには、特別警戒区域は示されていないのか。特別警戒区域などへの施設の設置は実際あるのか。

(事務局)

特別警戒区域は赤で示されている。地図上ではエリアにかかっていると思われる箇所はあるが、すべてを確認している訳ではない。

(委員)

計画の届出時に設置場所がエリアに該当しているか、確認する作業は今まで行っていなかったのか。

(事務局)

県のガイドラインで事業概要書の提出をお願いしている。その際には、事業地がどのエリアにかかっているかチェックをしている。

(委員)

これまで届出された稼働案件で、場所までわかるものはあるか。次回、資料として出せるか。

(事務局)

ガイドラインでの事業概要書の届出は、二割ほどになる。提出があったものについては把握しているが、全体をとということになると把握はしていない。

(委員)

山梨県全体で何千カ所とあるわけだが、今まで設置されたものについて非常に危険を感じる。運用している間の災害もとても心配される。土砂災害警戒区域や特別警戒区域への設置は、どのくらいあるか分かる範囲で示してほしい。条例が制定されるか分からないが、その間暫定的にでも土砂災害特別警戒区域等に設置するという届出があった場合どうするのか、何か検討しているか。

(事務局)

条例は有力な選択肢という認識は持っているが、現在のところ条例化をするという意味決定はして

いない状況の中で、それも含め、検討会議でご意見をいただいている状況にある。条例制定が確定的になれば、それまでの間どうするのかという議論はあるが、まだ具体的な検討というところには至っていない。

(委員)

短時間に雨量が 100 mm という時もある。駆け込みで設置されるという話が先程あったが、災害は起こり得るということを考えると、その間にある程度規制をかけることはできないか。

(事務局)

拘束力を持ったものは難しい。現行のガイドラインをできるだけ厳格にやっていくことになる。特に昨日、知事が最近の雨量はこれまでの想定を超えるようなものである中で、どのような対策を講じていくか、それを考えていく必要があると言う認識をまた新たにしている。ガイドラインでもしっかりと維持管理を行うよう依頼しているので、ガイドラインに沿って、強化していきたいと考えている。

(委員)

様々な問題を抱える中で、拘束力を持つか否かは別としても、そのような視点で、認可についてご検討いただきたい。

(委員)

一度造れば 30 年くらい稼働するが、現在でも 30 年前と比べ雨の降り方が全国的に変わってきている。これからの 25 年～30 年というスパンを見据えた強化をしていかなければいけない。

(委員)

この 40 年間で、1.4 倍ほど短時間の大雨が増えた。先ほど 100 mm の雨とおっしゃっていたが、それが 30 分で降ると、長野県南木曾町のように地盤条件によっては大土石流が発生することになる。観測記録によるといっても、山の上の方では雨の影響が異なるため、気象庁が持っている 1 km メッシュの 1 時間ごとの解析雨量のデータでは、山側でそのデータのとおり降っているかどうかはわからない。

温暖化がさらに進み、とんでもない雨が降る可能性がある。これまでの住民の命を守るための一般的な区域指定だけではなく、もう少し広くカバーしないと抑えきれない。例えば、土砂災害警戒区域に対して、規制をかけるという条例ができたとしても、集落単位とその上流しかカバーできない。国道や公的施設が山の方にある場合、区域指定では規制がきちんとできないことになる。

前回も発言したとおり、林野庁が作成している山地災害危険区域は、もう少し広くとらえており、過去に土石流が発生した、あるいは発生しやすい箇所、2 km 以内に(公的)施設があるといったところまで、全部カバーしている。そのように広くカバーしないと、(適切な)規制がかけられないと考える。また、個々の案件に対しては対処しようとしても、全てを把握することはできない。例えば、気づいたら山腹にソーラーを造るため伐採が開始されたというときに、どのように対処するかが問題だ。届出が行われれば市町村でチェックをするとおっしゃっているが、人的資源に限界があり、対応しきれないと考える。

もう少し広く山地災害危険区域の様な指定をすれば、今危険だと思われている箇所はすべて規制できる。このように広く規制することを条例で決め、それに対して安全対策が取れるし、どうしても設置が必要という施設については、申請によって許可するという形にしないと抑えきれないと思う。

地図を見ればわかるとおり、山頂まで施設が設置されており、沢の山腹斜面で太陽光を受けることができる場所に作られている。上流から始まる土石流が一気に下流の方に及んでいく可能性が高いこ

とがわかる。

もう一点、これから新設される場合には条例でストップをかけてもらいたいが、現在設置されているもの、特に住民の安全に影響を及ぼすような土砂災害特別警戒区域について、特別警戒区域というのは、石が落ちてきたら、屋根を突き破り人の命にかかわるといふ場所、このような場所に設定されたものについては、安全策を施すか、施せないのであれば撤去してもらおうくらいのことはしてもらいたい。

どのようにして現存する太陽光の施設の安全性を確保するか、下流に擁壁を作るという方法もあるかもしれないが、太陽光発電施設を作るより高くつくかもしれない。さらに、擁壁建設が景観上の問題を発生させる。

おもてなしのやまなし観光振興条例には、観光資源を守りましようとして書いてある。色々な観点から制限が定められているが、その中でも公的に実施すべきことを、きちんと浸透させるということが必要ではないか。

保険の話も出たが、保険は太陽光の発電施設を復旧するための保険で、その(太陽光施設)下流の住民に被害が発生したときに、それを補償するような内容では保険会社は絶対に請けないと思う。

この機会にぜひ、条例化によって、山梨を守るような方向に進めていただければと思う。

(座長)

ただいま委員から、エリアのご提案、維持管理についてのご意見がありました。まずエリアの考え方、山地災害危険地区を制限区域とすべきであるというご意見があったが、これに対して或いは他にご意見があれば願いたい。

(委員)

7 ページに県と市町村の規制の状況が記載されているが、市町村では北杜市と神戸市が許可制になっている。資源エネルギー庁の情報だと、50kW 未満の小規模な施設が多いため、もう少し詳しく地図に上流の沢などを載せることができれば、そのようなところが(資料としては)大きくプラスになるので、少し整理したらいいのではないか。

(事務局)

単に、出力が大きい、小さいということでは判断できない面があると認識している。それに加え設置場所、区域が関係してくるといふ認識も持っている。少し時間も必要にはなるが、50kW 未満の施設が件数的には多くを占めている状況の中で、小規模なものであっても、例えば土砂災害特別警戒区域に設置されているものが、どの程度あるのかということに関しては、導入時だけでなく維持管理に際しても非常に重要になってくると思うので、そこの分析もやっていきたい。

(委員)

今から進めていくという段階か。

(事務局)

現状を把握した上で、維持管理のあり方をどうするのかという議論に反映させていきたいと思っている。

(委員)

今後設置する事業者にとっても設置予定地が危険な場所にありますということ認識し、そこに施設を設置する影響や管理について検討できるように、加えて注意喚起の意味でも、現状がどのよう

になっているかを設置する人にも知っていただきたいと思います。可能な限り現状を知ってもらうことが必要だと考える。

(委員)

50kW などワット数の議論もそうだが、例えば、5 ページの土砂災害警戒区域の中で 1,000kW のところ 5 ヶ所入っている。これは相当な面積になるのではないかと思うが、このような件数とワット数の関係だけではなく、どれだけの面積を改変しパネルを張っているかということが、もう少し見える化できないのかなと思う。人に伝える時は、やはり何haなど面積の方が聞いた側としてインパクトが大きい。業者側はワット数かもしれないが、住民側は面積なのではないか。そのコミュニケーションをとるためには、そういった情報をつけていかなければいけないと思っている。

また、4 ページに、黄色と赤で土砂災害警戒区域と特別警戒区域がそれぞれ書かれているが、それぞれに掛かっているところは、やはり幾つか現地で確認しておいた方がいい。1・2 ヶ所でいいと思うが、現状の確認が必要ではないか。地番データからとっているのだから、不正確なところもあるかと思われるが、例えば、必要に応じて国交省の事務所などと、意見交換しておくことは非常に重要だと思う。今後のことに関しても、どのような規制をしていくか、(国が)法制化するのか、(県や市町村が)条例化するのか、そこまで行く間にも、このような案件情報が国の地方事務所にあるとか、国交省の窓口から県や市町村に、来るような体制を作っておくことが、大事なのではないかと思う。連携や情報収集の流れを作っておくことが非常に重要になると考えている。規制ができないとしても少なくともいち早く情報をキャッチできるような体制にしておいた方がいい。

特別警戒区域の指定は、確か平成 13 年だったと思う。平成 13 年までの間に(太陽光施設が)いつ申請されて運用されていたかということも重要で、平成 13 年を基準にしてどう変わっていったのかを見ておく必要があると思う。

もう一つ、川の方の洪水もマップもできると思う。氾濫区域について、釜無川や富士川上流など、洪水氾濫マップを各市町村が作成しているのだから、これを重ねておくと山の方だけではなく、洪水ということも、非常に重要なポイントである。土砂が流れてくるのと一緒に流木が流れてくるので、本流の方も流木災害や土砂洪水氾濫が起きる可能性が非常に高くなっているため、山と川の部分のマッピング化が非常に重要かと思う。

(座長)

確認ですが、平成 13 年の土砂災害防止法の話が出ましたが、太陽光発電施設は、(制度ができた)平成 25 年より前のものはここに載っているのか。

(事務局)

載っていない。認定制度開始以降になる。

(委員)

平成 13 年に土砂災害防止法が施行されて、山梨県はそれから 2 年ほどで(区域を)指定した。全国でも一番早いぐらいの期間で指定した。

(委員)

そうすると、それは関係ないかもしれない。

(委員)

介護保険制度ができたのが平成 5 年になる。

(委員)

では、なぜそこに建てているのか、もし本当に災害警戒区域に入っているのであれば、そこへ建設された経緯を確認した方がいいかもしれない。

(委員)

施設の分布図に浸水区域を重ねると、甲府盆地にある半分ぐらいの施設は、浸水想定区域内にあることになると思う。

(座長)

他に、エリアや規模の観点から意見があればお願いしたい。

(委員)

面積は出ていないのか。(データとして)

(事務局)

おおよそ発電能力 1kW 当たり 15 m<sup>2</sup> ぐらいという換算はできるが、全体の開発面積や地形がどのようなになっているかなど、実際に現地へ詳細調査に入らないとわからない。現状で地図に落ちているものは、50kW 以上のもので県が現地まで行きそこに施設があるということまでは確認しているが、その事業地範囲がどこまでか何平米かというところまでは難しい。

(委員)

今後調査を予定しているのであれば、各市町村の防災担当や認可を出す担当とも、一緒に調査をやらせてもらいたい。太陽光発電がどのような危険な状況を作っているのかなど、把握しておきたい。県の調査であれば市町村とタイアップし、現地を見ながらやらせてもらえると、我々も防災の対応が取りやすい。

(座長)

市町村との連携ということで、非常にありがたい提案に感謝申し上げます。

(委員)

全県すべて調査する必要はないと思うが、ある程度その傾向を見れば、このワット数だとこれぐらいの面積という目安ができ、それを例えば地形ごとに、平地と急傾斜地だったら、関係性が変わってくると思う。その辺をデータとして整理し、その関係式だけ作ることができれば、それを色々なところにおとし込める可能性もある。

(委員)

東日本大震災以降、太陽光発電施設の設置が盛んになり、急激に整備するという時代があったため、こうしたところに目が行き届かずに認可をしてしまっている。今はもう、太陽光発電施設を盛んに導入するというよりも、災害や景観上の問題とのバランスを取りながらやっていくべきだと思う。

### (3) 維持管理に関する事業者指導の在り方について

<資料3により事務局から説明>

(座長)

立地の規制からさらには維持管理について、規制をする一方で財産権の保護を考えなければならない。これは国民の権利であり財産権を制限することになるため、制限を正当化する公益上の理由と制限についても必要最低限であるという説明が求められるのではと考える。その点も踏まえ、維持管理

面での指導の在り方についてご意見をいただきたい。

(委員)

認定取り消し制度のタイムスケジュールが明らかになり、おおよそ3年半は駆け込み可能期間になると思う。この期間に不適切な施設をどのようにしたらできないかということを整理しておく必要がある。私権の制限もあるが、FIT法の認定期間もあるので、できるだけ早く条例化をし、規制をしていく必要があると思う。それにより、駆け込みで無理やり施工する事業者をある程度セーブできる可能性がある。

この委員会に出るようになってから意識したのだが、山肌を見ると山の法面に沿い、太陽光パネルが一面に貼られているという現状への問題と、発電施設の規模が巨大になり、草が生えていけば良いが、茶色い地面が露見しているのは土砂災害や土砂流出の問題や景観面での問題があり、そのような問題を県民の間で共有することが重要。個人的な考えだが、例えば宮城県松島の牡蠣の養殖場に、昔筏ができた時には自然の中に異様なものだったと思う。

太陽光パネルが自然や景観の中で適正にバランスを取ることを、我々自身がしっかり受入れる素地を造ることが大事だと思う。まず、3年半の期間の駆け込みをどれだけセーブするかということについて、県の知恵を絞り県民へ共通の意識として啓蒙・理解を進めていただくことが、一番良い方向になるのではと思う。事業者への指導を早急にしていただけたらと思っている。必要なものは実施し、違法なものは止めるということをどのように徹底していくかということだと思う。

(委員)

事業概要書の提出が2割というのは、事業規模の違いや事業を主宰する方が優良事業者であるなど、提出しない事業者と提示する事業者の違いは何かあるか。

(事務局)

比較的発電施設の規模が大きいものは、他法令も関わってくるため、他法令の中に規定されている申請に関連し事業概要書が出されるケースが多い。他法令に関わらないものは、意識が足りておらず提出されないという場合が多い。他法令に関わるものについて提出される傾向とすると、規模別で50kW以上については比較的提出されているがそれ未満では難しい状況。

(委員)

事業概要書の提出を義務化することは重要になってくるが、事業概要書の提出に当たっては、必要な情報は載せるが、簡素化・簡便化し、事業概要書をしっかりと提出してもらおうという方向が良いと思う。未提出よりは、簡素でも出してもらったほうが良い。

(事務局)

これまでも、ガイドラインを改正する中で事業概要書は、可能な限り簡素化している。

(委員)

それでも、提出がないという状況か。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

事業概要書が8割提出されていないという状況において、維持管理について今後意見を出し決めていく中で、例えば、事業概要書の前にアンケートのようなもので、住民が心配している土砂の抑制に

ついでどのように工事をしているのかということや、施設を造ってから今までの対策状況など、住民が知りたいことや安全面で必ず押さえるべきことを、簡単にアンケートなどで確認してもらうことはできないのか。提出する側として考えた時、そのような活動（アンケート調査）をしたということを見れば、その観点から最低限届け出なければならないという雰囲気醸し出すことになり、何かしらの抑制になるのではないかなと思うがいかがか。

(事務局)

今はやはりガイドラインの周知が進んでいない部分はあると思う。アンケートのようなものを通し県民への周知をすることは非常に効果的だと思う。参考にさせていただく。

(座長)

仮に条例を作るとして、それまでの間の駆け込みをどう抑止するか等論点もあると思うが、今回はもうすでに設置された施設が、今後20年の計画がされているがその間の維持管理について、どのように業者を指導していけば効果があるのかなどの点から、ご意見をいただければと思う。

(委員)

先ほどのアンケートとも関連するが、既存の事業者に対しても例えばチェックリストのような形で、必ずチェックリストを提出してもらうこと、また、そのチェックリストは項目ごと、良い・悪いなど簡易的なもので良いと思うので、チェックしてもらうことにより、注意が行き届くという方法があるのではないか。

(委員)

維持管理マニュアルなどを作るしかないのでは。その中で、現状で安定した構造かどうかということも重要だと思う。斜面自体が滑るかどうかは、研究者でも雨の降り方や地盤条件・岩盤の状況によって、はっきりとは予測ができないものである。太陽光の場合はさらに(発電施設などの)構造があり、基礎がどのような状況かなど全然分からないことに加え、表層が滑り始めた時に(発電施設も)一緒に滑ってしまうのか、もしくはそのまま構造を維持することが可能な構造になっているかなど分からない。おおよそ、構造を維持できる造りではないと思う。まず、安定かどうかということコンサルタント等に(委託して)チェックしてもらいたい。その結果、危険であれば、まずそこを改修し構造を安全にしてもらわなければいけない。20年や25年の間に表層地盤が風化したり、施設が劣化していくことに対して、それをどのようにして止めるかなど、科学的に根拠を示さないといけない。少なくともそこに向かい努力をしていただく、そうすると課題がたくさん出てくるのでは。

(委員)

事業実施にあたり、例えば砂防堰堤を入れる・調整池を造るということは、一度造れば終わりではなく、砂防堰堤などもそのままでは土砂で埋まってしまう。そうすると調整池や砂防堰堤の効果が出てこなくなってしまうため、このような維持管理や撤去などまで入れてもらいたい。資料には、3県の条例は大まかなことしか書いていないと思うが、規則等細かいところは決まっていると思うので、できるだけ維持管理や撤去等も含めて検討してもらいたいと思う。

(委員)

比較的大規模で、砂防法や森林法等で規制があるものについては、関係法令の手続きをしなければ業者は事業を前に進めることができないため申請をするが、事業概要書は20%しか提出されていないという現状であり、施工の状況が全然わからずにいる状況である。7月末に豪雨があり、60m程のここ

ろが崩れた場所では、立木が立ったままそのまま下へ滑って行った。立木ですら滑ってしまうのであれば、どれだけ深く掘ったとしても、基礎を深く入れることはできない。特殊な状況であったかもしれないが、気象状況を鑑みると災害の起こる可能性がこれからますます高まる。既存の施設も、きちんとチェックや施工状況の確認を条例で作ることは不可欠だと思う。

調整池の話についてだが、調整池をどうやって管理し、定期的に土砂の取り除き<sup>しゅんせつ</sup>浚渫していくかなど県も把握をし、なおかつ、地域の形状も考慮した中で指導していく。またその指導マニュアル、チェックリストを作ることが急務だと思う。

(委員)

これから造る施設だけでなく、過去に設置された施設にもそのような維持管理の適用は必要になってくると思うので検討が必要だと思う。

(座長)

今回は、まず条例を作るべきだという基本的なスタンスから、維持管理の具体的な提案、条例の適用関係までご意見いただいたところだが、維持管理についてのご議論は、以上とさせていただく。

本日はたくさんの貴重なご意見、ありがとうございました。それでは、以上をもって本日の議事を終了させて頂く。長時間にわたり議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。